

## やまぐちサポーター企業認定制度要綱

### (目的)

第1条 山口県ふるさと産業振興条例（平成20年山口県条例第51号。以下「条例」という。）の趣旨に則り、地域に根ざして、「県産品等」の製造・販売、又はサービスの提供を行い、ふるさとを愛しはぐくむという志を持って、その収益の一部を県が指定する寄附受入団体に継続して寄附する企業を「やまぐちサポーター企業」として認定することにより、ふるさと産業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、認定の対象となる企業は、活動拠点が県内に存在し、県内において生産活動を営み、又はサービスを行う企業とする。

2 この要綱において、「県産品等」とは、条例第2条第2項に規定する県産品等をいう。

### (認定基準)

第3条 やまぐちサポーター企業は、次の各号の基準をすべて満たすものとする。

(1) 県産品等の製造・販売、又はサービスの提供を行う企業であること。

(2) 前号に掲げる製造・販売又はサービスの提供により生じた収益の一部（年間30万円以上）を別記に定める特定公益増進法人（以下「県指定法人」という。）へ3年間以上継続的に寄附を行うこと。

(3) 社会的信用のある企業であって、その事業内容が公序良俗に反しないものであること。

(4) 宗教的又は政治的な利害に関与していないこと。

### (申請)

第4条 やまぐちサポーター企業の認定を受けようとする企業は、別記様式1により、認定の申請をするものとする。

### (認定等)

第5条 知事は、前条に定める申請の内容を審査し、その内容が適正であると認める場合、申請企業、県及び県指定法人と別記様式2により協定を締結するものとする。

2 知事は、前項の規定による協定を締結した企業をやまぐちサポーター企業として認定する。

3 知事は、前項の規定により認定した時は、認定企業に対し別記様式3による認定書を交付するものとする。

### (認定期間等)

第6条 第5条第2項による認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

2 第5条第2項の規定による認定を受けた企業は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときには、別記様式1により申請することができる。

(届出の変更)

第7条 認定企業は、申請の内容に変更があった場合は、別記様式4により、速やかに知事に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、認定企業が第3条に定める認定基準を満たさなくなった場合、又は協定書に定めた事項を履行しない場合、認定を取り消すことができる。

2 前項の規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合においては、認定企業がその責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

やまぐちサポーター企業認定制度要綱 別記

1 第3条(2)に掲げる特定公益増進法人とは、以下のとおりとする。

- ・県内に主たる事務所を有し、県全体を対象とした取組を展開している特定公益増進法人のうち、県施策の推進に係る地域貢献活動を行う団体等に助成を行っていること